

全国保健所長会員の皆様へ

「中国産冷凍ギョウザによる健康被害事例を受けた全国保健所長会の今後の対応」

中国産冷凍ギョウザによる健康被害事例における一連の関係機関の対応の中で、一部の保健所の初期対応について批判が出ています。平成 20 年 2 月 20 日に全国保健所長会自らが一連の経過について当該保健所を対象に検証を行ったところ、いくつかの課題が明らかになりました。全国保健所長会としてはこれらの課題を重く受け止め、今後とも保健所が国民の皆様への期待に応えることができるよう、今いちど保健所内外の体制整備に鋭意努めることが肝要であると考えます。それは食の安全はもとより国民の健康を守る健康危機管理の地域における第一線機関は保健所において他にはないからであります。従いまして今回の事態が保健所の役割を変えるものでは決してないと確信しています。

以上のことより全国保健所長会理事会において下記の事項について決議し、これらの事項に対する指導及び協力を厚生労働省に申し入れました。

記

1．被害状況の把握と追跡・対応

今回の事例は、メタミドホスという神経毒性のある物質による健康被害であるため、喫食者等の後遺症等の健康影響について、きめ細かい情報の把握に努め、関係機関とともに長期的に追跡・対応を行って参ります。

2．所内での情報共有体制の徹底

保健所活動、特に健康危機管理事案に関しましては医師である保健所長が判断することによって迅速かつ的確な対応をすることができます。そのためには情報が保健所長に伝わるのが必然でありますので、保健所長への必要な報告・連絡が常に滞りなく行われる体制を徹底いたします。

3．国と自治体の情報共有システムの構築

患者の発生動向や重症者の発生状況、健康被害が疑われる事案等の早期把握に努めることが必要であり、また、その情報を国及び他の地方公共団体と共有する必要があるため、新しい情報共有システムの構築が求められます。

全国保健所長会としては、その情報共有システムの構築とその運用にあたっては、厚生労働省に積極的に協力して参ります。

4．24時間連絡体制の徹底

健康危機管理の拠点としては一般住民からの情報が24時間いつでも保健所職員に入る体制であらねばなりません。各保健所において休日・夜間等における連絡体制の徹底を図ります。

5．（疑いを含む）患者の医師からの届出の徹底

健康被害が疑われる患者の確実な把握ができるよう、医師会等の協力を得て、医師からの届出の制度について周知を図ります。

平成20年2月29日

全国保健所長会会長 角野文彦